令和７年度阿武町シティプロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領

**１　業務の概要**

（１）業務名称　令和７年度阿武町シティプロモーション業務

（２）事業の目的　地域活性化起業人制度を利用し、本町のシティプロモーシ

ョンを行う社員を派遣する企業を選定し、町の発展に寄与することを目的とする。

（３）業務内容　別紙仕様書のとおり

（４）派遣受入期間　協定書に定めた日から令和８年３月３１日まで

**２　費用負担**

次に掲げる（１）、（２）及び（３）の経費については、派遣元企業の請求に応じて本町が負担する。

（１）派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働災害補償保険の事業主負担分、退職金引当、社宅家賃、水光熱費、社宅敷金、礼金、引越・支度金及び派遣管理費に係る相当額

（２）派遣社員の発案・提案した事業に要する経費

（例）地域活性化起業人が主体となって発案・提案したイベント、調査研究事業に要した 経費（旅費・謝金（報償費）、賃借料（備品の購入・買取は除く。）、ワークショップ等に係る経費（印刷費、車両・会場借上費に限るものとし、食料費は除く。）など）

（３）派遣社員の受入れの期間前に要する経費

　（例）地域活性化起業人を招へいするための募集・ＰＲ、協定等締結のために必要となる経費 ・派遣意向企業になろうとする者等の現地視察（現地説明会を含む。）を実施するために必要となるバス、会場等の使用料

ただし、上記（１）については年額５,９００千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）、上記（２）、（３）については年額１,０００千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。各年度において業務期間が１年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（例）（１）で令和７年度の業務期間が令和７年５月１日から令和８年３月３１日までの場合、５,４０８千円が上限となる。

５,９００,０００円×１１月÷１２月＝５,４０８,３３３円

**３　提案上限額**

７,９００千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

**４　参加資格要件**

（１）参加資格に関する要件

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア　三大都市圏に所在する企業等であること。

イ　地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本町に派

　遣すること。

ウ　書類提出時において、国税及び地方税について滞納がないこと。（特別な理由により延納、徴収猶予を承認されている場合を除く。）

エ　経営に実質的に関与している者及び使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団及び第６号に規定する暴力団員に該当しないこと。

（２）派遣社員に関する要件

次に掲げるア～ウのすべてに該当する必要がある。

ア　三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること（ただし、入社後２年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際現に本町の区域に勤務する者を除く。）。

イ　６月以上継続して本町に派遣され、仕様書の業務に従事する者であること。

ウ　開庁日の少なくとも半分以上は本町の区域内にて仕様書の業務に従事する者であること。

**５　企画提案に係る提出書類**

（１）会社概要（様式第２号） １部　＊会社パンフレット等でも可

（２）企画提案書 (様式第３号)　１部

（３）業務従事者一覧（様式第４号）

（４）委託業務見積書（様式第５号）

（５）その他留意事項

ア　企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とし、提出され　た企画提案書等は返却しない。

イ　参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

ウ　企画提案書は１者につき１案とする。

エ　地域活性化起業人の要件等の詳細は、「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」（令和３年３月30日（総行応第78号）制定）の定めるところとする。

**６　提出方法及び提出期限**

（１）参加表明書（様式第１号）

令和７年５月16日（金）17時（必着）

提出方法：持参、郵送またはメールに添付

（２）５の企画提案に係る提出書類

令和７年５月23日（金）17時（必着）

提出方法：持参、郵送またはメールに添付

**７　提出先・問合せ先**

〒759-3622　山口県阿武郡阿武町大字奈古2636番地

阿武町役場まちづくり推進課　担当：桂

TEL：08388-2-3111　FAX：08388-2-2090 Mail：[machisui01@town.abu.lg.jp](mailto:machisui05@town.abu.lg.jp)

**８ 質問の受付**

（１）この要領について質問がある場合は、質疑応答書（様式第６号）を作成し、令和７年５月19日（月）12時までに７の提出先・問合せ先にメールで提出すること。

（２）質疑応答書は、参加者全員に５月19日中にメールで送付する。

**９　審査**

（１）プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

　ア　実施時間30分程度とし、説明時間20分以内、質疑応答時間10分程度とする。

　イ　出席者は１者３名以内とする。

※業務を受託した際、実際に管理責任者となる者、及び派遣予定者本人が必ず出席すること。

（２）評価点

　　審査員が次の表に基づいて評価した点数の平均点とする。

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価事項 | 配点 |
| 会社概要 | 会社の経営理念、業務概要が、本業務の目的の達成に適しているか。 | 10点 |
| 業務実績 | 同様、又は類似の業務実績があり、求める成果を出しているか。 | 10点 |
| 実施体制 | 業務に適切に対応できる実施体制、また関係者と密な協議体制を構築する提案になっているか。 | 20点 |
| 提案内容 | 町の発展に寄与する、独自の提案内容になっているか。 | 40点 |
| コスト意識 | 国の制度等を効果的に活用したコスト意識の高い独自の提案になっているか。 | 20点 |
| 合計 | | 100点 |

（３）受託候補者の選定

　ア　審査は、受託候補者の優先順位を決定するものであり、評価点が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。次点は第二優先交渉権者とする。

　イ　同点の場合は、審査員の合議により決定するものとする。

　ウ　評価点が満点の60点に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

　エ　順位の最も高かった優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は 、次順位の交渉権者と協議を行う。また、以降も同様とする。

**10　選定結果について**

選定結果は、プレゼンテーション参加者全員に通知する。なお、選定理由の

問い合わせには応じない。また、審査結果についての意義申し立ては受付けない。

**11　協定の締結**

町と受託候補者とで別途内容を協議し、協定を締結する。

**12　スケジュール**

（１）募集開始 　　　　　　　　　　　　令和７年５月 ２日（金）

（２）参加表明書の提出期限　 　　　　　令和７年５月16日（金）17時

（３）質問受付期限 　　　　　　　　　　令和７年５月19日（月）12時

（４）企画提案書等の提出期限 　　　　　令和７年５月23日（金）17時

（５）審査会　　　　　　　　　　　　　 令和７年５月26日（月）

（６）審査結果の通知　　　　　　　　 令和７年５月28日（水）

＊スケジュール等は予定のため、変更することがあります。